

京都市男女共同参画センター条例改正について

1 条例の改正内容について

(1) 消費税増税に伴う利用料金の上限額の改定

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、会議室等の利用料金の上限額について、概ね2%増の改定を行う。

<主な料金改定>

現 行					改 定 後						
区 分		利 用 料 金			区 分		利 用 料 金				
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00			午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00		
イベントホール	日曜日、土曜日 及び休日	円 25,090	円 32,700	円 37,640	イベントホール	日曜日、土曜日 及び休日	円 <u>25,560</u>	円 <u>33,310</u>	円 <u>38,340</u>		
	その他の日	20,880	27,250	31,370		その他の日	<u>21,260</u>	<u>27,760</u>	<u>31,950</u>		
スポーツ ルーム	全面 利用	日曜日、土曜日 及び休日	13,160	19,940	28,680	スポーツ ルーム	全面 利用	日曜日、土曜日 及び休日	<u>13,400</u>	<u>20,320</u>	<u>29,220</u>
		その他の日	11,300	16,660	23,440			その他の日	<u>11,520</u>	<u>17,070</u>	<u>23,990</u>
	半面 利用	日曜日、土曜日 及び休日	6,580	9,970	14,340	半面 利用	日曜日、土曜日 及び休日	<u>6,700</u>	<u>10,160</u>	<u>14,610</u>	
		その他の日	5,650	8,330	11,720		その他の日	<u>5,760</u>	<u>8,530</u>	<u>11,990</u>	
セミナー室 A		4,830	6,270	7,090	セミナー室 A		<u>4,920</u>	<u>6,390</u>	<u>7,220</u>		
会議室 1 及び会議室 2		3,390	4,210	4,830	会議室 1 及び会議室 2		<u>3,450</u>	<u>4,290</u>	<u>4,920</u>		
ギャラリースペース		33,000		54,000	ギャラリー スペース	全面利用	<u>33,610</u>		<u>55,000</u>		
						指定管理者が 市長の承認を得 て定める区分に よる利用	左欄の区分による利用に係 る面積を全面利用に係る面 積で除して得た数を全面利 用に係る利用料金の額に乗 じて得た額				

(2) ギャラリースペースの利用区分に係る改定

ギャラリースペースに関して、利用者の多様なニーズに応え、その利便性を向上するとともに、施設の効率的な運営を図ることを目的として、市長の承認の下、指定管理者が任意に利用区分及びその面積に応じた利用料金を設定することを可能とする改定を行う。

(3) 相談室の区分の廃止

市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、施設の開所時間及び休所日に係る規定について、男女共同参画に関する相談を行う場所としての相談室の区分を廃止する。

2 施行期日

(1) 利用料金の上限額及びギャラリースペースの利用区分に係る改定 平成31年10月1日

(2) 相談室の区分の廃止 公布の日